

## 資産分割に係る規約変更についての確認事項(ニュースNo.123関連)

対照先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金  
資産運用

退職金

会計基準

その他

その他

### ポイント

1事業所のみの制度は分割等の規約変更が不要  
(複数事業主制度はニュースNo.123の通り規約変更が必要)

制度分割、権利義務移転承継の場合の資産分割に係る規約変更については、ニュースNo.123(9月12日送信、1頁下段)において「全ての厚年基金・DB年金が対象(規約変更が必要)」とご案内しておりますが、今般、規約変更が必要とされる対象について厚生労働省の確認がとれましたので改めてご案内します。

### 1. 規約変更が必要とされる対象

- ・1事業所のみの制度：規約変更は不要
- ・複数事業所の制度：規約変更が必要

1事業主で複数事業所の場合も規約変更が必要

### 2. 規約変更内容・時期(ニュースNo.123、5頁の再掲)

- ・権利義務の移転承継や基金分割、規約型DBの積立金の分割等の場合を想定した規約手当てが必要
- ・遅くとも他の事項に関する規約変更がある場合には併せて規約変更すること。

以上